

令和6年度第3回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第3回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は ■番 ■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。 ■番 ■委員、 ■番 ■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	非農地で特に山林についてですが、これはもうすでに農業委員が見たものですか？農業委員が見たものについてもここに入るんですか？
	事務局	■委員のご認識のとおり農業委員会で一回非農地証明を行ったものについて除外を行うんですが、本来農用地区域から除外した後で非農地という流れなんですけども、順番が逆になっているというものになります。
	■番	今回は提案していないけど、農業委員が見て山林化したようなもので、農振除外しないといけないものがまだあると思うんですが、それについて近々提案があるんでしょうか？
	事務局	農業委員会で非農地証明を行ったものについてはすべて農振除外を行っています。中にはもともと農業振興地域ではないものもありますので、すべてではないですけど、農業振興地域に入っている非農地証明を行ったものについてはすべて除外を行っています。
	議 長	おそらく今後地域計画ができますとこの農振除外、地域計画の変更許可等が完了したものでないと地目変更等が認められないということになっております。ただし、申請中であっても農業委員会の方で4条5条について審査することはかまいませんよというふうになっております。農振除外は年に2回しか受け付けていないんです。これと合わせて地域計画の変更申請をしてそれを許可する、この審査を県が言うには年1回しか思っておりませんという言い方をするんですが、そうしますとその地区内で地目変更等をやろうとすると相当時間を要するんじゃないかと懸念されますが、これから色々つめていく可能性があるかと思っております。

		ますので、今後赤判定したものについては本来なら先に除外をやるのがいいと思うんですが、なかなか追いついておりません。
	■番	1 番、2 番の山林はすでに審議しているものですか？6 番、7 番のキャンプ場はすでにキャンプ場になっているんですか？
	事務局	右側の理由の欄の非農地と書いてあるものについてはすでに農業委員会で非農地通知を行っているものです。1 番2 番の山林については植林地にするために先に農用地区域からの除外を行った後に、4 条の転用手続きを行うようなかたちになっております。キャンプ場につきましても同じように農用地区域からの除外を行った後に転用の許可を行うようになります。
	■番	これから出るんですね。
	事務局	はい、これからのものになります。
	■番	6 番7 番は僕が過去に現地確認しております。場所は■■■■の近くの国道を挟んで反対側にあります。もともと田んぼだった農地ですけども、ここをキャンプ場にするので除外をしたいということで現地確認をしております。
	事務局	この案件自体があったのがおそらく2 年位前だったと思うんですけど、農用地区域からの除外はまだ行われていなかったもので、この度の議案で提案させていただいたものです。転用はまだです。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1 号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2 号	議 長	続きまして議案第2 号「農用地利用集積計画(第8 8 号)について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	この公告日の翌日とは、予定としては何月何日ですか？1 0 年ですから令和7 年1 月1 日からですか？それとも、ここで承認されて何月何日からということですか？公告の翌日とはいつを予定として事務をしているんでしょうか。今までですと何月何日から1 0 年と記載されていたので疑問に思いました。
	事務局	設定する利用権の始期が公告日の翌日という箇所についてなんですが、機構法で定められているためこの資料には公告日の翌日というふうに始期を記させていただいております。実際は承認された後の今日か明日に公告日を定めて、その翌日の2 9 日か3 0 日を始期にする予定です。そうした場合に1 0 年後となると令和1 6 年の6 月末になるんですけども、その期間で作付けできない期間もあると思いますので、その期間を補填する意味で少し延ばして令和1 6 年1 2 月3 1 日を終期とさせてい

		ただいています。
	議 長	公告日とは本日のことようです。本日の承諾を受けたのちに 29 日または 30 日に公告をするということで、公告というのはこうした案件を役場の玄関口へあります掲示板へ張りつけるということです。張りついたら公告を開始したということになるようですので、公告の翌日の 29 日に張りつけをしますと 30 日からということになりますので、そのようにご理解していただければと思います。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第 2 号「農用地利用集積計画（第 88 号）について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第 3 号	議 長	続きまして議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3－7 の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号 3－7 について報告します。場所は■■■■より■■■■へ■■■■km の場所にあります。6 月 17 日に■■■■さん同行のもと現地調査をしました。申請人である譲渡人は高齢で耕作困難となり農業後継者もないので、譲渡されるということです。譲受人のほうですが親の住居地から近いので、譲り受けて果樹を栽培するということです。所有権移転されても何ら問題はないものと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。3－8 の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号 3－8 について報告します。場所は■■■■の集会所から■■■■に約■■■■ほど行ったところにあります。6 月 13 日に■■■■委員さんと一緒に調査をしています。譲受人の■■■■さんですが遠方にお住まいということで、お電話で話しを伺っております。こちらの資料を見ていただいた通りに非常に狭小な 2 枚合わせて 50 m²ほどの土地でありまして、おそらく道ができた際に切れたものと思われるんですが、■■■■さんが子どもの頃にそうなんだろうということで、ご本人様は理由がはっきりとは分かっていないということです。今回譲渡し人の■■■■さんが自分の土地を整理したいということで調べると、そのところを■■■■さんがずっと耕作をされていたということで、今回譲り渡したいということです。長年■■■■さんが自らの農地として耕作管理をされていたということなので、何ら問題ないものと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議 長	ありがとうございました。3－9 の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。

	■番	受付番号3-9について報告します。場所は■■■■より■■に■■の場所にあります。6月17日に■■農業委員さん同行のもと現地調査しました。譲渡人は労力不足により耕作が困難となり譲渡されるということです。譲受人は経営拡大をはかるため譲り受けるということです。この畑は急傾斜地なので果樹を植えるということです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	3-9はすでに■■さんが果樹を植えて利用していらっしゃるという現状で、ここで整理するという意味ですか？
	事務局長	果樹については■■さんのほうで植えられていると聞いております。今後も果樹等をされるということで多分増やしていかれるという認識でおります。
	■番	■■さんが自分の農地をこの際だから整理しようということで■■さんを買っていただくという状況ですね。
	議 長	私も行ってみましたので補足をさせてください。この3件は急こう配の法面です。地図の上側へ道路がついておりますが、その下へつながる法面で■■へ■■さんの農地がありますが、これが今回買われる■■さんのおじいさんの所有地です。つながりであるということで法面のために作物を植えるのが相当厳しい状況で、梅を植栽して栽培されているという状況でございました。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-4、5-5の案件につきまして、■■推進委員さんお願いします。
	■番	先週の6月24日に現地調査しました。まず5-4から報告します。■■の駐車場から■■へ■■mほど行って橋を渡ったところにあります。■■農業委員さんと私と■■さんと■■さんで現地調査しました。耕作地には向かない細長くてとんがった土地なんですけど、■■さんはずっと作っておられなくて、もうどうにもできないということです。隣の土地に車が並んでいるんですが、こちらは■■■■さんがすでに使われていて続きになるなということが分かります。ここには9台位車を置かせてもらいたいということで、アスファルト等をされるんですかと聞いたら、そこまではしないということなんですけど、車を駐車させ

		てもらふところにするということです。■■■さんは高齢だし、このまま山にするよりはいいんじゃないかなと私は思いました。■■■農業委員さんは問題ないんじゃないかということですので、皆さんご審議のほどよろしく願いいたします。 続きまして5-5ですが、■■■から■■■に■■■mほど行ったところの■■■の裏側になるんですけども、少し傾斜がある土地です。今写真にある小屋は撤去されていました。これは何の小屋かと言いますと、■■■時代に■■■さんが資材置き場として使われていたんですが、もう中身はなかったです。去年の現地パトロールをする時にそうなっていると話しを聞きました。■■■さんは来られなかったんですけど、■■■さんと■■■さんと私と■■■農業委員さんで6月24日に見せてもらいました。普段から■■■さんはきれいにされており、ここは何も作っておられなかったんですが除草剤を使ってきれいな土地になっております。■■■さんは私と同じ年なんですけど、もう農業をすることも考えておられず、田んぼだけで精一杯ということです。それなら土地を利用した方がいいのではないかとということで、前々から話しはあったようです。■■■さんは庁舎の裏に家を借りて住んでおられますが、持ち家を自分で建てたいというような気持ちがあるとお聞きしています。皆さんにこの審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■■番	5-4は地目変更で雑種地にされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。その上で転用という形になろうと思うんですけど。露店駐車場として農地を使うということであればいずれは雑種地になるということですよね。あと5-5ですが、中国新聞に書いてあったんですが、私たちが審議する時にハザードマップで災害を心配するような地形でない、土砂崩れや浸水することは一切ないということを確認しなければいけないとあり反省されました。■■■の■■■の反対側の山の傾斜がレッドゾーンだったんですね。そういったことを全然知らずに承認しましたけども、周りの環境もよく調べて審議するようにお願いしたいと思います。
	■■■番	少し補足があります。少し傾斜があるんですけども、審議されて承認されましたら、きちんと傾斜をなくして平地にしてからということをおられました。
	事務局長	先ほどの5-4なんですけど、これについては5条申請ですので地目は登記簿上雑種地になろうかと思います。
	議 長	ほかにございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第5号	議 長	続きまして議案第5号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正につい

		て」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	3条4条5条の審査をする段階で、一種農地について地目変更は認められないというのが原則でございますが、一部許可の例外というのが認められています。そういうものがここへ数多く書かれていますので、もし一種農地を地目変更したいという時にはこれを参考にしてご指導いただければと思います。
	■番	今回のガイドラインで、最新の技術で人口衛星の画像を使ったり、ドローンの画像を使ってもいいよと書いてあるんですが、申請そのものについて電子データの提出などそういった項目が見た限りのってないんですが、そういったことは事務処理上難しいんですか？例えばこれから僕たちがタブレットを使うとして、今は現地調査の時に書類をもらいますけど、これが全部タブレットで見れるようになるんでしょうか？その辺を県としてどのように考えられているんでしょうか。
	事務局長	詳細については聞いておりませんが、今のところ電子データでの提出が可能というのは聞いておりません。
	議 長	タブレットが配布されておりますので、今後活動日誌等はタブレットで入力するように準備はされています。ですから、暫時タブレットの有効利用ということでシステム改良を続けられるというふうに思います。現状全委員さんにタブレットを配布している農業委員会が少ないんです。まだ配布していない農業委員会が結構あります。今になって補助金をくださいといった意見が出ているような状況で、庄原市のような大きいところでも5台位しかタブレットを入れられておりません。各支所1台ずつというのがあります。入力は各自でできるんですが、問題はそれを取り出して整理をする事務局の体制をどうするかという問題もありますので、今後の課題として次々と各地区からの要望が出てきて、検討されると思います。
	議 長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」提案通りとすることに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第6号	議 長	続きまして議案第6号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-2の案件につきまして、■推進委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。6月25日に■農業委員と委任状が出ておりました■さんのお母さんの■さん同行のもと現地調査をしました。場所は■の奥のほうにあって県道 ■号線の■

		の■■■■のあたりになります。この土地は平成２年頃から労働力不足のため耕作されておらず、30年以上放置されているためすでに山林化しており現状回復により農用地としての利用は困難であると思われます。すでに農地パトロールでE判定されています。審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第6号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
		午後2時50分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和6年7月29日
		会長 ■番 ■委員 ■番 ■委員